愛知川流域の現地視察に係るバス運行業務仕様書

1 日　時 令和8年 11 月 27 日（金） 8時30分～16時20分

2 履行場所 滋賀県近江八幡市及び東近江市内

3 行　程 別紙行程表のとおり

4 乗車人数 27 名程度

5 車　両 中型バス1台

6 経　費　運転手（ガイド不要）、燃料等本業務に係る一切の経費については、受注者の負担とする。

7 そ の 他 本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて協議するものとする。

代金の支払いについては、受注者が提出する適法な請求書を受理した日より起算して30日以内の日に支払うものとする。

＜環境配慮のチェック・要件化＞

主な環境関係法令の遵守

受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする

（1）エネルギーの節減	
・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	（昭和54 年法律第 49 号）等
（2）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	（平成12 年法律第100 号）
・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	（令和 3 年法律第 60 号）等
（3）生物多様性への悪影響の防止	
・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律	（平成28 年法律第 48 号）
（4）環境関係法令の遵守等	
・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	（平成19 年法律第 56 号）

受注者（受託者）は、物品の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

めぐラボ Vol.2 フィールドトリップ　ルートマップ

～愛知川の上流から河口まで　川の変化を学ぶ～

全行程 約70km
（バス移動）

別紙行程表



■行程表

時　刻	地　点	移動所要時間
8:30	JR近江八幡駅　集合・出発	約50分
9:20	①愛知川魚道協同組合（約90分）	約35分
11:25	②道の駅 奥永源寺渓流の里（約100分）	約10分
13:15	③永源寺ダム管理支所（約20分）	約5分
13:40	④紅葉橋付近（約20分）	約20分
14:20	⑤河辺いきものの森（約50分）	約25分
15:35	⑥東近江ふれあい公園（約20分）	約25分
16:20	JR近江八幡駅　到着・解散	
所要時刻	8:30～16:20 （計 7時間50分）	

地点①　愛知川漁協組合（滋賀県東近江市永源寺相谷町1378）



地点②　道の駅　奥永源寺渓流の里（滋賀県東近江市蓼畑町510）



地点③ 永源寺ダム管理支所（滋賀県東近江市蓼畑町510）



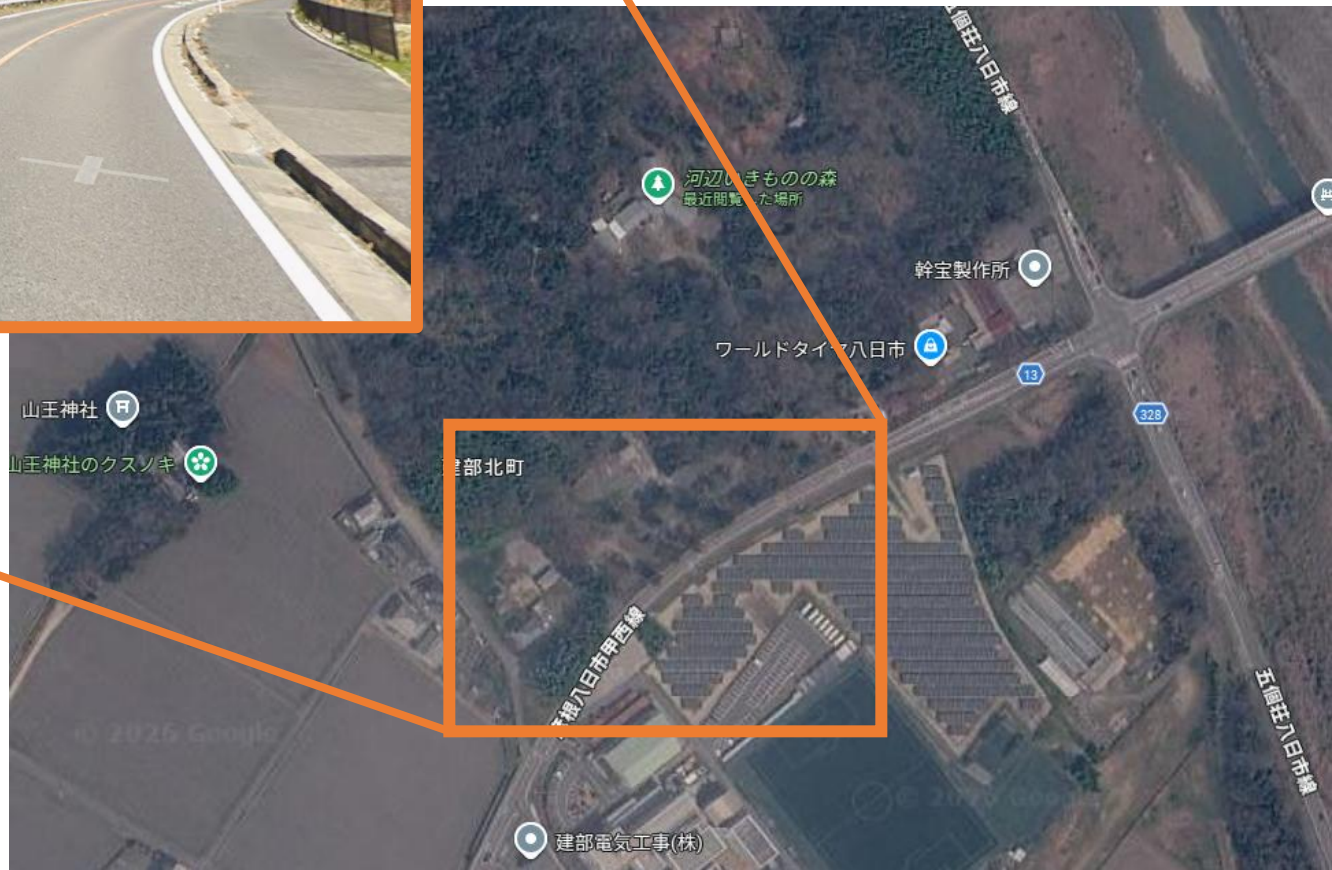
地点④　紅葉橋付近（滋賀県東近江市永源寺高野町）





地点⑤　河辺いきものの森（滋賀県東近江市建部北町531）





地点⑥　東近江ふれあい公園（滋賀県東近江市栗見新田町1224番地）



